

島の宝観光連盟規約

(目的)

第1条 この規約は、日本各地域に存在する島々が自慢の宝（観光資源）を全国にアピールして観光客を誘客することにより島の活性化を図り、各島の観光組織が連携して活動するために必要な事項を定めることを目的とする。

(名称)

第2条 この連盟の名称は、島の宝観光連盟（以下「連盟」という。）とする。

(構成)

第3条 連盟の構成は、別表のとおりとする。

(組織)

第4条 連盟の組織は、会長、副会長及び会員をもって組織する。

(会員)

第5条 会員は次の者をもって充てる。

- (1) 別表の観光組織の代表者
- (2) 別表の観光組織の代表者が協議して必要と認めた学識経験者等

(入会)

第6条 連盟に観光組織として入会しようとするものは、所定の申込書を会長に提出し、会長がこれを承認する。入会を承認した会長は、会議にその旨報告しなければならない。

(退会)

第7条 連盟を退会しようとする会員は、理由を付して退会届を会長に提出することとし、退会届を受理した会長は、会議にその旨報告しなければならない。

(会長及び副会長)

第8条 会長及び副会長は、会員の協議によりこれを選任する。

(会長及び副会長の職務)

第9条 会長は連盟を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(顧問)

第10条 連盟に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は連盟の運営に対し必要に応じて助言を行う。

(特別アドバイザー)

第11条 連盟に特別アドバイザーを置くことができる。

- 2 特別アドバイザーは連盟の運営に対し必要に応じて助言を行う。

(事務局)

第12条 連盟の事務局は、第8条に規定する別表の観光組織の中の会長を輩出した観光組織があたるものとし、会長と共に1年度ごとに交代するものとする。

(会議)

第13条 連盟の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき事件とともに会長があらかじめ副会長及び会員に通知するものとする。
- 3 緊急を要する事件について、会議を開催することができないと判断される場合には、電話やメール等の通信手段を活用して取りまとめ、結果を副会長及び会員に通知することで会議開催に代えることができるものとする。

(会議の運営)

第14条 会議は会員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

- 2 会議の議長は、会長とする。
- 3 会員が出席できない場合には、会員が指名した代理者を会員として認めるものとする。
- 4 会議には構成する観光組織を所管する地方自治体観光関係課職員がオブザーバーとして参加するものとする。

(幹事会)

第15条 会議に付議する事項その他必要な事項について協議又は調整するため、幹事会を置く。

- 2 幹事は連盟を構成する観光組織の事務局職員とする。
- 3 幹事会の会議及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第16条 連盟の会議その他共通の活動に係る経費は、負担金、補助金、その他をもってこれにあてる。

2

(財務に関する事項)

第17条 連盟の予算の編成、現金の出納その他財務に関し、必要な事項は会長が別に定める。

(事業年度)

第18条 連盟の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(監査)

第19条 連盟の予算執行等出納については、連盟の事務局を所管する地方自治体の職員に連盟の同意を得て監事を委嘱し、監査する。監査が終了した場合は、監事は監査の結果を会長に報告するものとする。

(その他)

第20条 この規約に定めるもののほか、連盟の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定めるものとする。

(規約の改廃)

第21条 この規約の改廃は、連盟の会議の決議をもって行う。

附 則

この規約は、平成29年5月8日から施行する。

別表

名称	位置
一般社団法人天草宝島観光協会	熊本県天草市中央新町15番7号 (天草宝島国際交流会館ポルト内)
一般社団法人天草四郎観光協会	熊本県上天草市大矢野町中11582-24
一般社団法人佐渡観光協会	新潟県佐渡市両津夷384-11 (あいぼーと佐渡内)
一般社団法人壱岐市観光連盟	長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触683-2
五島観光連盟	長崎県五島市東浜町二丁目3番1号